

第 26 回本別町農業委員会総会議事録

開催日時	平成 28 年 6 月 27 日 (月曜日)											
開催場所	本別町役場 3階会議室											
開催及び 閉会日時	開 会	平成 28 年 6 月 27 日			午後 4 時 02 分							
	閉 会	平成 28 年 6 月 27 日			午後 4 時 22 分							
出席委員 (11名)	議 席	委 員 名			出	欠	議 席	委 員 名			出	欠
	1 番	荒 木 幸 造			○		9 番	牧 田 安 史			○	
	2 番	山 西 輝 美			○		10 番	小 笠 原 徹			○	
	3 番	新 津 初 男			○		11 番	斎 等			○	
	4 番	細 田 昇			○							
	5 番	荒 哲 弘			○							
	6 番	阿 保 静 夫			○							
	7 番	山 西 二三夫			○							
	8 番	風 間 進			○							
職務のため出席 した者の職名		事務局長 郡 弘 幸 主 任 南 部 裕 介 主 事 山 崎 拓										
議 長		会 長 山 西 輝 美										
議事録署名委員		1 番 荒 木 幸 造 委員 3 番 新 津 初 男 委員										

第26回本別町農業委員会総会

議事日程

開会宣言

日程1 議事録署名委員の指名 1番 荒木幸造委員 3番 新津初男委員

日程2 議案第1号 現況証明願いについて

日程3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

閉会宣言

第26回 本別町農業委員会総会

(議事録)

開会宣言 山西議長	<p>(午後4時02分)</p> <p>本日、農業委員会総会の開催にあたり、委員の皆様には公私共何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、只今から、第26回本別町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は11名です。</p> <p>よって定数に達しておりますので、本総会は成立しております。</p>
日程1 山西議長	<p>議事録署名委員の指名</p> <p>議事録署名委員を指名致します。</p> <p>本日の議事録署名委員は、会議規則第14条により、1番荒木幸造委員、3番新津初男委員を指名しますので宜しくお願いします。</p>
日程2 山西議長 山崎主事	<p>議案第1号 現況証明願について</p> <p>議案第1号 現況証明願について、を議題とします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p> <p>議案第1号 現況証明願について 次のとおり現況証明願があったので審議の上、証明書を発給するものとする。</p> <p>平成28年6月27日 本別町農業委員会会長</p> <p>番号1番、朗読</p> <p>以上です。</p>
山西議長 山西二委員	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>議案第1号1番について報告いたします。平成28年6月9日に、私山西と荒木委員、小笠原委員の3名で調査をしてまいりました。</p> <p>本申請地は、登記簿上は農地になっていますが、現況は原野化して相当年経過していると思われることから、現況証明の発行は止むをえないものと見て参りま</p>

<p>山西議長</p>	<p>したので報告いたします。</p> <p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第1号は提案のとおり証明書を発給することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第1号は提案のとおり証明書を発給することに決定されました。</p>
<p>日 程 3</p>	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>
<p>山西議長</p>	<p>議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。</p> <p>はじめに、1番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請について、下記の通り提出があったので許可の可否について議決を求める。平成28年6月27日、本別町農業委員会会長。</p> <p>農地法第3条第2項各号に要する判断については、別添の農地法第3条調査書を添付しましたので説明を省略させていただきます。</p> <p>番号1番、朗読</p> <p>以上です。</p>
<p>山西議長</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
<p>山西二委員</p>	<p>議案第2号1番について報告いたします。調査日、調査委員については議案第1号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率</p>

	<p>的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号1番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号1番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、2番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>番号2番、朗読</p> <p>以上です。</p>
山西議長	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
山西二委員	<p>議案第2号2番について報告いたします。調査日、調査委員については議案第1号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号2番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p>

山西議長	したがって、議案第2号2番は提案のとおり許可することに決定されました。
	次に、3番について提案いたします。
山崎主事	事務局より提案内容の説明を求めます。
	番号3番、朗読
	以上です。
山西議長	次に、調査委員長から調査結果について報告願います。
山西二委員	議案第2号3番について報告いたします。調査日、調査委員については議案第1号1番と同じです。
	本申請は、農地法第3条による売買の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。
山西議長	只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。
	(ありませんとの声)
山西議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第2号3番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。
	(ありませんとの声)
山西議長	異議なしと認めます。
	したがって、議案第2号3番は提案のとおり許可することに決定されました。
山西議長	次に、4番について提案いたします。
	事務局より提案内容の説明を求めます。
山崎主事	番号4番、朗読
	以上です。
山西議長	次に、調査委員長から調査結果について報告願います。
斎委員	議案第2号4番について報告いたします。平成28年5月13日に、私斎と細田委員、阿保委員、風間委員の4名で調査をしてまいりました。

齋委員	<p>本申請は、農地法第3条による贈与の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号4番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号4番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>ここで、追加議案を提出致します。</p> <p>追加議案を配布しますので、暫時休憩いたします。</p> <p>(追加議案配布)</p>
山西議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p>
日 程 4	<p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について</p>
山西議長	<p>議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。</p> <p>はじめに1番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について。</p> <p>次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので、許可の可否について議決を求める。</p> <p>平成28年6月27日、本別町農業委員会会長。</p> <p>なお、農地区分の判断については、別添農地転用許可申請に係る審査表を添付しましたので説明を省略させていただきます。</p> <p>番号1番、朗読</p>

山崎主事	以上です。
山西議長	次に、調査委員長から調査結果について報告願います。
山西二委員	議案第3号1番について報告いたします。調査日、調査委員については議案第1号1番と同じです。 本申請は、農場敷地に隣接する農地に麦乾燥庫を建設する転用申請であり、敷地内には適当な場所無く、近隣農地や家畜に対する影響はないことから、転用は止むを得ないと判断しましたので報告いたします。 なお、農振用途変更済みです。以上です。
山西議長	只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんとの声)
山西議長	質問がないようですのでお諮りします。議案3号1番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。 (ありませんとの声)
山西議長	異議なしと認めます。
山西議長	したがって、議案第3号1番は提案のとおり許可することに決定されました。 次に2番について提案いたします。 事務局より提案内容の説明を求めます。
山西(二)	(不規則発言)
山西議長	暫時休憩致します。 (暫時休憩)
山西議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 事務局より提案内容の説明を求めます。
山崎主事	番号2番、朗読 以上です。
山西議長	次に、調査委員長から調査結果について報告願います。

山西二委員	<p>議案第3号2番について報告いたします。調査日、調査委員については議案第1号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農場敷地内に隣接する農地に牛舎、バンカーサイロ、スラリータンクを建設する転用申請であり、敷地内には適当な場所は無く、近隣農地や家畜に対する影響はないことから、転用は止むを得ないと判断しましたので報告いたします。</p> <p>なお、農振用途変更を申請中です。</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案3号2番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第3号2番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に3番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>番号3番、朗読</p> <p>以上です。</p>
山西議長	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
山西二委員	<p>議案第3号3番について報告いたします。調査日、調査委員については議案第1号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農場敷地に隣接する農地に牛舎、バーク保管庫を建設する転用申請であり、敷地内には適当な場所は無く、近隣農地や家畜に対する影響はないことから、転用は止むを得ないと判断しましたので報告いたします。</p> <p>なお、農振用途変更済みです。</p>

山西二委員	<p>また、今回の現地にて、事前着工がされている箇所があったため、事務局に指示し、本人を呼んで事実確認を行いました。本人は事実を認めており、事前着工してしまったことについて反省もしています。ですが、前回の転用の際にも事前着工しており、それについて口頭で指導した経緯があることから、今回は農地法を順守することと、もしまた事前着工した場合は原状回復し畑に戻してもらう必要があることを指導し、また反省の意を含めて始末書を提出するように指導いたしましたので合わせて報告いたします。</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案3号3番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第3号3番は提案のとおり許可することに決定されました。</p>
山西議長	<p>以上で、本日の総会に提案された案件は全て終了しました。これで会議を閉じます。大変ご苦勞さまでした。</p> <p>午後4時22分終了する。</p>

以上、会議のてん末を録し議事録とする。

以上のとおり相違ないことを認め署名する。

平成 28 年 6 月 27 日

議 長

署名委員

署名委員